

## Q 減損会計について、IFRSと日本基準の違いを教えてください。

**A** 両者の主な相違点は、減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定、減損損失の戻し入れの可否等にみられます。



### 解説

#### 1. 基本的な考え方の相違

IFRSにおいて減損会計を取り扱っているのは、IAS第36号「資産の減損」であり、同基準は、第1項において、その目的を「企業が資産に回収可能価額以上の帳簿価額を付さないことを保証するための手続を定めることにある」としています。他方、日本基準において減損会計を取り扱っているのは、「固定資産の減損に係る会計基準」と「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、会計基準、適用指針という）であり、減損会計を、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額としており、減損の存在が相当程度確実である場合に減損損失を認識するとの考え方を採っています。このような、考え方の相違から、IFRSでは日本基準に比して、より早い段階での減損損失の認識が求められる傾向にあります。このため、両基準では、以下のような相違点がみられます。

#### 2. 主な相違点

##### (1) 減損の兆候の認識

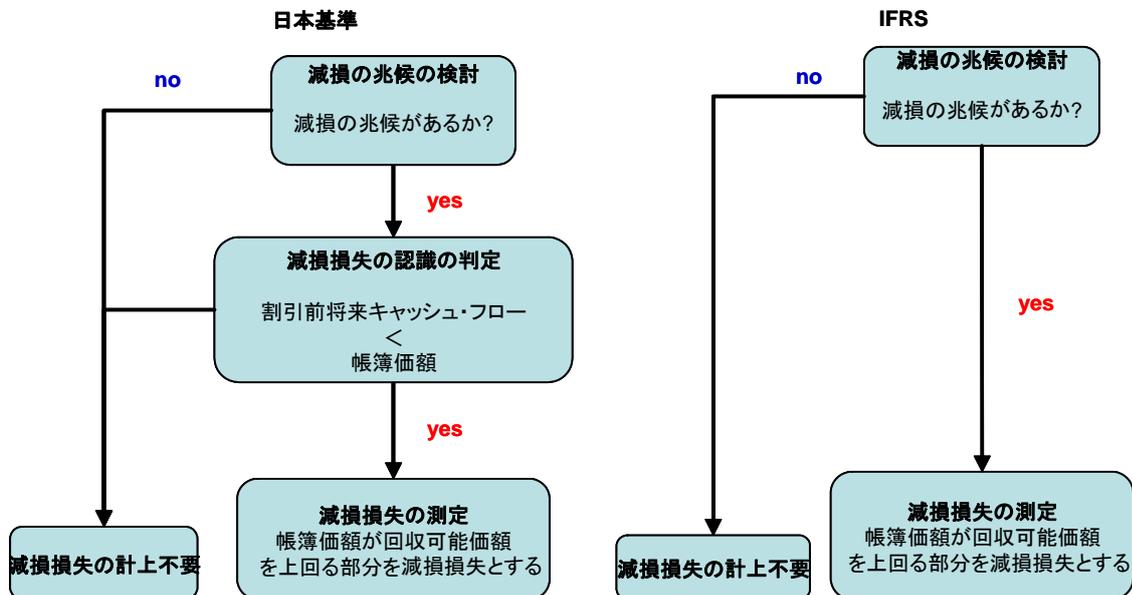
IFRS、日本基準とも、減損の検討に当たっては、まず、減損の兆候の有無を検討しなければならない点においては、相違しません。しかしながら、1. で述べた、基本的考え方の相違から、IFRSでは日本基準に比べ、より広い範囲で減損の兆候を認識すべきこととなります。すなわち、IFRSにおいては、日本基準で例示されている減損の兆候にあたる事象に比べ、より多く、また、抽象的なものがあげられているため、減損の兆候にあたる事象の範囲が広がる傾向にあります。その例としては、以下の事象があります。

- ・ 市場利率が上昇し、かつ、これらの上昇が資産の使用価値の計算に用いられる割引率に影響して資産の回収可能価額を著しく減少させる見込みである場合
- ・ 報告企業の純資産の帳簿価額が、その企業の株式の市場価値を超過している場合

これに対して、日本基準では、市場価格が帳簿価額から50%程度以上、下落した場合といったように具体的な数値基準が設けられていることもあり、より具体的な例示になっています。

##### (2) 減損損失の認識および測定

両基準とも、減損の兆候が認められた場合には、減損損失の認識および測定に進みます。減損損失の認識および測定では、IFRSと日本基準では大きく相違します。



上図のとおり、両基準における大きな違いは、減損損失の測定を行う前に、減損損失を認識するかどうかの判定を行うか否かです。

### ①日本基準

減損の兆候がある場合について、まず、日本基準における流れを見てみましょう。

#### (a)減損損失を認識するかどうかの判定

固定資産に減損の兆候が認められた場合、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識します。

#### (b)減損損失の測定

減損損失を認識することとなった場合には、回収可能価額を算定し、回収可能価額が帳簿価額を上回る部分について、帳簿価額を減額し、当該減少額は減損損失として処理します。なお、回収可能価額の算定においては、資産または資産グループの使用または売却から得られる将来キャッシュ・フローの総額を現在価値に割り引くことになります。

このように、日本基準では、減損損失の認識および測定において2段階のステップを経ることとなります。

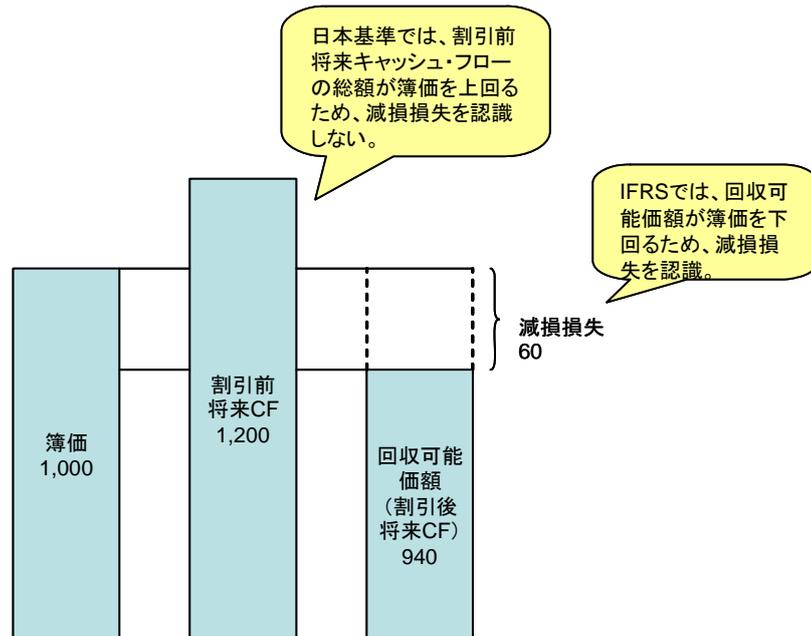
### ②IFRS

これに対して、IFRSでは、固定資産に減損の兆候が認められた場合には、当該固定資産の回収可能価額を算定し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失としなければならないとしています。すなわち、日本基準にお

る第1のステップ、減損損失を認識するかどうかの判定がありません。この点が大きな違いです。減損の存在が相当程度確実である場合に限って、減損損失を認識するという日本基準の考え方と企業が資産に回収可能価額以上の帳簿価額を付さないことを保証するという考え方のIFRS、両者の違いが顕著に現れている点です。

以下のようなケースでは、日本基準では減損損失計上されないが、IFRSでは、計上されることとなります。

<説例>  
簿価 1,000  
割引前CF 1,200  
割引後CF 940  
残存耐用年数 5年  
割引率 5%



### (3)減損損失の戻入れ

減損損失の戻入れについても、日本基準とIFRSでは、大きく異なります。

日本基準では、減損損失を相当程度確実な場合に限って認識することから、減損損失の戻入れは認められていません。これに対して、IFRSでは、日本基準に比べ、減損損失の認識が求められるケースがより幅広い反面、減損損失も戻入れが認められています(ただし、のれんを除く)。

IFRSでは、期末日時点において過年度に認識された減損損失がもはや存在しないか、あるいは、減少している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、兆候があれば、回収可能価額を再度見積もり、減損損失を回収可能価額まで戻し入れることとしています。ただし、戻入れ後の帳簿価額は、過年度において減損損失がなかったと仮定した場合の帳簿価額を超えることはできません。

### 3. その他の相違点

その他、IFRSでは、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未使用の無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、每期一定の時期に減損テスト(帳簿価額と回収可能価額の比較)を実施しなければならない等の相違が見られます。

**Q 引当金の会計処理は、日本基準とどのように違いますか？**

**A** 引当金の認識要件、測定において主な相違点が見られます。



**解説**

1. 引当金の認識要件

IFRSと日本基準における引当金の認識要件は、以下のようになっています。

IFRS	日本基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が過去の事象の結果として現在の(法的または推定的)債務を有していること(資産負債アプローチ)</li> <li>・ 当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い</li> <li>・ 当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の特定の費用または損失である(損益アプローチ)</li> <li>・ その発生が当期以前の事象に起因する</li> <li>・ 発生の可能性が高い</li> <li>・ その金額を合理的に見積もることができる</li> </ul>

※ いずれの基準も、すべての要件が満たされた場合に引当金の認識が認められます。

以下、主な相違点を中心にIFRSの認識要件を見ていきます。

(1)債務を有していること

①法的債務

法的債務とは、(明示的または黙示的な)契約、法律の制定、法律その他の運用により発生した債務をいいます。

②推定的債務

推定的債務とは、以下のような企業の行動から発生した債務をいいます。

- ・ 確立されている過去の実務慣行、公表されている方針又は極めて明確な最近の文書によって、企業が外部者に対しある責務を受諾することを表明しており、
- ・ その結果、企業はこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を外部者の側に惹起している。

これに対して、日本基準では、引当金の認識要件として債務性が求められていません。このような相違から、日本基準においては計上が認められる修繕引当金や特別修繕引当金がIFRSでは、認められないこととなります。また、日本基準においては、推定的債務に関する明文規程がないため、両基準において取扱いが異なるケースも考えられます(事例1参照)。

### ③債務の存在が明らかでない場合

IAS37号は、ほとんどの場合には、現在の債務が存在するかどうかは明白であるが、稀に、訴訟問題のようにそれが明白でない場合があるとしています。このような場合には、企業は、すべての利用可能な証拠(期末日後の事象によりもたらされた追加的な証拠を含む)を考慮して、期末日時点において現在の債務が存在しているか否かを判断しなければならないとしています。ここにおいて、現在の債務が存在している可能性が50%を超える場合には、現在の債務が存在しているとみなされます。

### ④過去の事象

現在の債務を発生させた過去の事象は、債務発生事象と呼ばれます。ある事象が債務発生事象であるためには、その事象によって発生した債務を決済する以外に企業が現実的な選択肢を有していないことが必要です。次の場合のみがこれに該当します。

- (a) 債務の決済が法律によって強制できる場合
- (b) 推定的債務の場合で、当該事象(それは企業の行為のこともある)が外部の人々に対して、企業が当該債務の履行をするであろうとの妥当な期待を惹起させる場合

したがって、将来の活動により、その支出が回避できる場合には、引当金を計上することは認められないことになります(事例2参照)。

#### <事例1>推定的債務の存在により引当金を計上しなければならないケース

##### (1)前提

石油産業に属するある企業は、汚染を発生させているが、環境保護法のない国で操業している。しかし、当該企業は、発生した汚染を浄化する責任を負うという広く公表された環境保護方針を有している。当該企業は、この公表された方針を守っている実績がある。

##### (2)引当金の処理

この場合、債務発生事象は土地の汚染であり、推定的債務を発生させます。なぜなら、企業の行為は、企業が汚染を浄化するという妥当な期待を汚染の影響を受ける人々の側に惹起させているからです。

当該ケースにおいては、企業が過去の事象の結果として現在の推定的債務を有しており、その他の認識要件が満たされているならば引当金を計上しなければなりません。

## ＜事例2＞ 債務発生事象が存在しないため、引当金計上が認められないケース

### (1)前提

新しい法律の下では、企業は、20X1年6月30日までに排煙濾過装置を工場に設置することを要求されている。当該企業は、排煙濾過装置を設置していない。

### (2)引当金の処理

#### ①20X0年12月31日(報告期間の末日)現在

この時点では、過去の債務発生事象は存在せず、これに起因した現在の債務は存在しないため、引当金の計上は認められないこととなります。債務発生事象が存在しないのは、当該企業が将来において工場の操業を中止する等将来の活動によって債務の決済を回避することができるからです。

#### ② 20X1年12月31日(報告期間の末日)現在

この時点では、2つの債務について考えてみましょう。

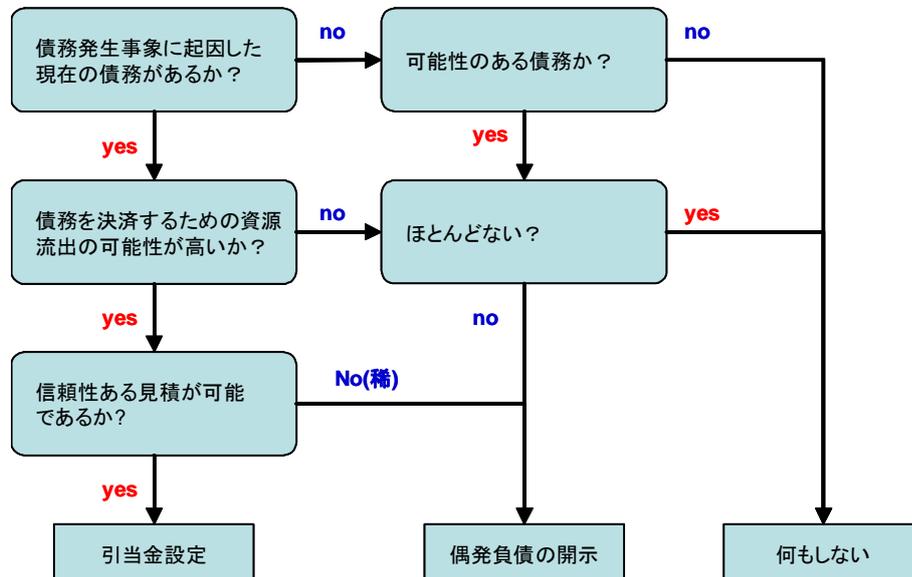
##### (a)排煙濾過装置設置に係る債務

①と同様、現在の債務は存在しないため、引当金の計上は認められないこととなります。なぜなら、この時点においても、企業は工場の操業を中止する等将来の活動によって債務の決済を回避することができるからです。

##### (b)法律に基づく罰金等を支払う義務

工場の法令違反操業という債務発生事象は存在し、これに起因する現在の債務(罰金の支払)が存在する可能性があります。この場合、将来の活動によって債務の決済を回避することはできないため、他の認識要件が満たされているならば引当金を計上すべきこととなります。

IFRSにおける引当金の認識要件をフローにまとめると以下のようになります。



## 2 引当金の測定

引当金の測定における、IFRSと日本基準の相違点は以下のとおりです。

IFRS	日本基準
貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、現在価値による測定が求められる。	現在価値による測定についての規定は無い。

IFRSでは、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値としなければならないとされています。現在価値の測定においては、リスクを考慮しなければなりません。これを割引率に織り込む方法、あるいは、キャッシュ・フローに織り込む方法のいずれの方法も認められます。これに対して、日本基準では、引当金の測定において割引計算を行うことは規定されていません。

## 3 その他の相違点

IFRSにおいては、不利な契約やリスラクチャリングに関連する引当金についても規定が設けられていますが、日本基準では、これらについて個別に規定は設けられていません。